申請日 令和7年 4月 22日

一般社団法人 投資信託協会会 長 殿

(商号又は名称) fundnote 株式会社 (代表者) 代表取締役 渡辺克真

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額(令和6年6月末現在)

資本金の額:

発行する株式の総数:50,000,000 株 発行済株式の総数:1,329,100 株 最近5年間における資本金の増減:

> 令和 4 年 5 月 2 日 資本金 100 万円から 2,400 万円に増資 令和 5 年 5 月 31 日 資本金 2,400 万円から 5,500 万円に増資 令和 6 年 2 月 29 日 資本金 5,500 万円から 14,000 万円に増資

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残 存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。 また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議 長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出

席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンド毎の運用基本方針は経営会議で協議のうえ、運用部長が決定します。運用部長は、 運用基本方針に基づき、運用計画を立て、具体的な銘柄選択を行い、発注プランを作成しま す。運用部長は、策定した発注プランにより、業務管理部の発注担当者に売買指示を行い、 発注担当者はこの指示に基づき発注を行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を 行うとともに、金商法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。

また、金商法に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および適格機関投資家等特例業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は令和7年1月31日現在次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます)。

種類	ファンド本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	2	11, 143

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社である fundnote 株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(令和5年6月30日)	(令和6年6月30日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	10, 999	128, 775
短期差入証拠金	40, 638	_
その他	1, 260	457
流動資産計	52, 898	129, 233
固定資産		
有形固定資産		
器具備品※1	1, 101	1,022
投資その他の資産		
出資金	11, 581	45, 855
投資有価証券	1,000	1,000
固定資産計	13, 683	47, 877
繰延資産		
創立費	392	261
開業費	280	186
繰延資産計	673	448
資産合計	67, 255	177, 559
(負債の部)		
流動負債	1 050	1 500
一年内返済予定長期借入金	1, 353	1, 599
未払金 未払費用	1, 410	3, 832
未払法人税等	_	1,625
未払消費税等		1, 551
不払何負税寺 その他	180 927	1,610
		2, 013
流動負債計	3,870	12, 232
固定負債	C 50C	4 007
長期借入金田京会は	6, 586	4, 987
固定負債計	6, 586	4, 987
負債合計	10, 456	17, 219
(純資産の部)		
株主資本	FF 000	140,000
資本金	55, 000	140, 000
資本剰余金	05,000	100 000
資本準備金	25, 280	100, 300
利益剰余金	△ 23, 481	△ 79, 960
繰越利益剰余金	△ 23, 481	△ 79,960
純資産合計	56, 798	160, 339
負債・純資産合計	67, 255	177, 559

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 令和4年7月1日	(自 令和5年7月1日
	至 令和5年6月30日)	至 令和6年6月30日)
営業収益		
その他営業収益	23, 840	89, 759
営業収益計	23, 840	89, 759
営業費用		
支払手数料	11, 316	65, 348
営業雑経費		
通信費	500	420
諸会費	50	
交際費	3, 649	4,856
会議費		90
営業費用計	15, 815	70, 717
一般管理費		
給料		
役員報酬	20, 530	27, 451
給料・手当	2, 263	20, 718
賞与	<u> </u>	4, 234
法定福利費	2, 715	7, 575
広告宣伝費	14	, <u> </u>
旅費交通費	2, 683	3, 038
租税公課	368	2, 482
不動産賃借料	1, 676	5, 628
固定資産減価償却費	128	544
諸経費	1, 020	2, 113
一般管理費計	31, 402	73, 787
営業損失		
音 架頂人 営業外収益		△ 54, 140
当来/小坂 <u>畑</u> 受取配当金	6,652	6,770
	54	0,770
有価証券売却益		_
デリバティブ利益	3, 428	
維益	62	688
営業外収益計	10, 196	7, 459
営業外費用	100	100
創立費償却	130	130
開業費償却	93	93
支払利息	75	38
デリバティブ損失	_	8, 587
雜損	59	52
営業外費用計	359	8, 903
経常損失	△ 13,540	△ 56, 189
税引前当期純損失	△ 13, 540	△ 56, 189
法人税、住民税及び事業税	150	290
法人税等調整額	_	_
当期純損失	△ 13,690	△ 56, 479
	<u> </u>	·

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自令和4年7月1日 至令和5年6月30日)

(単位:千円)

株主資本							
		資本乗		利益乗	引余金		始次 本
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	24, 000	_	-	△ 9,790	△ 9,790	14, 209	14, 209
当期変動額							_
新株の発行	31,000	25, 280	25, 280			56, 280	56, 280
剰余金の配当							_
当期純損失				△ 13,690	△ 13,690	△ 13,690	△ 13,690
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							_
当期変動額合計	31,000	25, 280	25, 280	△ 13,690	△ 13,690	42, 589	42, 589
当期末残高	55, 000	25, 280	25, 280	△ 23, 481	△ 23, 481	56, 798	56, 798

当事業年度(自令和5年7月1日 至令和6年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
		資本乗	余金	利益乗	11余金		純資産
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計	合計
当期首残高	55, 000	25, 280	25, 280	△ 23, 481	△ 23, 481	56, 798	56, 798
当期変動額							_
新株の発行	85, 000	75, 020	75, 020			160, 020	160, 020
剰余金の配当							_
当期純損失				△ 56, 479	△ 56, 479	△ 56, 479	△ 56, 479
自己株式の処分							_
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							_
当期変動額合計	85, 000	75, 020	75, 020	△ 56, 479	△ 56, 479	103, 540	103, 540
当期末残高	140,000	100, 300	100, 300	△ 79,960	△ 79,960	160, 339	160, 339

[重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、有限責任事業組合への出資金(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合の貸借対照表は純額で計上し損益計算書は持分相当額を計上する方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5~10年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均 等償却を行っております。

4. 繰延資産の処理方法

創立費

5年以内での均等償却を行なっております。

開業費

5年以内での均等償却を行なっております。

- 5. 収益及び費用の計上基準
 - (1) 管理報酬

当社が運用する組合を組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、期間の経過とともに履行義務が充足され、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益として認識しております。

(2) 販売手数料

販売手数料は、顧客から投資申込を受けた際に収益として認識しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度	
(令和5年6月30日現在)	(令和6年6月30日現在)	
※1有形固定資産の減価償却累計額 352 千円	※1有形固定資産の減価償却累計額 769 千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和4年7月1日 至令和5年6月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

1. 発行済株式に関する事項

世十の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	1, 000, 000		_	1, 000, 000
A種種類株式	57, 500	93, 800	_	151, 300
B種種類株式	_		_	_

当事業年度(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
体式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	1, 000, 000	_	_	1,000,000
A種種類株式	151, 300	57, 800	_	209, 100
B種種類株式	_	120,000	_	120,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社が管理運営するファンドへの出資を通じて、日本を中心に上場株式・未上場株式等を対象とする投資運用業を行っております。また自己取引においてデリバティブ取引も行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が、ファンドへの出資を通じて投資対象としている上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、未上場株式については、上場株式に比べ発行体の収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすいほか、未上場株式等への投資には、流動性等のリスクが存在します。

デリバティブ取引については、価格変動や市場の不確実性により、大きな損失を被ることがあります。 なお、金融商品のリスク管理に関する確認全般はコンプライアンス部が行い、金融商品のリスク管理 全般においては業務管理部が所管部署となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	6, 586	6, 585	1

- (注 1) 現金・預金、短期差入証拠金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (注 2) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該 出資金の貸借対照表計上額は11百万円です。
- (注3)投資有価証券については市場価格のない株式等であることから記載を省略しております。当該投資有 価証券の貸借対照表計上額は1百万円です。

当事業年度(令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	4, 987	4, 986	1

- (注1) 現金・預金、一年内返済予定長期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (注 2) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資金については記載を省略しております。当該 出資金の貸借対照表計上額は45百万円です。
- (注3)投資有価証券については市場価格のない株式等であることから記載を省略しております。当該投資有 価証券の貸借対照表計上額は1百万円です。

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

5		
	1年以内	1年超
現金・預金	10, 999	l
短期差入証拠金	40, 638	
一年内返済予定長期借入金	1, 353	
未払金	1, 410	_
合計	54, 402	_

当事業年度(令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	128, 775	_
一年内返済予定長期借入金	1, 599	_
未払金	3, 832	
合計	134, 206	_

(1) 長期借入金の決算日後の返済予定額 前事業年度(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
長期借入金	1, 353	6, 027	559	_

当事業年度(令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
長期借入金	1, 599	4, 987	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定 に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日) 重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日) 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品前事業年度(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位:千円)

17.	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	_	6, 586	_	6, 586		
資産計	_	6, 586	_	6, 586		

(単位:千円)

				(=
巨八		時	価	
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	_	4, 986	_	4, 986
資産計	_	4, 986	_	4, 986

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和5年6月30日現在) 重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(令和6年6月30日現在) 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(令和5年6月30日現在)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(令和6年6月30日現在) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度

(令和5年6月30日現在)

当事業年度

(令和6年6月30日現在)

(令和5年6月30日現任)		(令和6年6月30日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金(注1)	6, 943	税務上の繰越欠損金(注1)	21, 143
未払事業税	42	未払事業税	563
繰延税金資産小計	6, 986	繰延税金資産小計	21,707
評価性引当額		評価性引当額	
税務上の繰越欠損金に係る		税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額(注1)	\triangle 6, 943	評価性引当額(注1)	△ 21, 143
将来減算一時差異等の合計に		将来減算一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	<u>△</u> 42	係る評価性引当額	△ 563
評価性引当額小計	△ 6,986	評価性引当額小計	△ 21,707
繰延税金資産合計		繰延税金資産合計	

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

						(単	位:千円) <u></u>
	1年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 超	5 年超	合計
	1 中以四	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5 十起	口印
税務上の							_
繰越欠損金 (a)						6, 943	6, 943
評価性引当額						△ 6,943	△ 6,943
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

当事業年度(令和6年6月30日現在)

						(単	位:千円)
	1 年171中	1 年超	2 年超	3 年超	4 超	r 左:却	合計
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の							
繰越欠損金(a)						21, 143	21, 143
評価性引当額						△21, 143	△21 , 143
繰延税金資産	_		_		_		

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度	当事業年度
(令和5年6月30日現在)	(令和6年6月30日現在)

(令和5年6月	30 日現在)	(令和6年 6月	月 30 日現在)
法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に 算入されない項目 住民税均等割 その他 税効果会計適用後の 法人税等の負担率	税引前当期純損失で あるため注記を省略 しております。	法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に 算入されない項目 住民税均等割 その他 税効果会計適用後の 法人税等の負担率	税引前当期純損失で あるため注記を省略 しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度		当事業	年度	
(自令和4年7月	1 日	(自令和5年7月1日		
至令和5年6月30	日)	至令和6年6月30日)		
	(千円)		(千円)	
管理報酬	4, 352	管理報酬	32, 686	
販売手数料	14, 968	販売手数料	55, 960	
その他	4, 520	その他	1, 112	
	23, 840		89, 759	

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針]5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、 記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、 記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
KxShare1 号投資事業有限責任組合	4, 352

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度(自令和5年7月1日 至令和6年6月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、 記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
KxSharel 号投資事業有限責任組合	28, 581
KxShareHW 投資事業有限責任組合	20, 669

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引は以下の通りです。

前事業年度(令和5年6月30日現在)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渡辺克真	(被所有) 直接 59	当社代表 取締役社長	当社借入金に 対する信用保証 (注)	7, 939		_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。 また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(令和6年6月30日現在)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渡辺克真	(被所有) 直接 60	当社代表 取締役社長	当社借入金に 対する信用保証 (注)	6, 586		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は借入金に対して主要株主兼代表取締役社長である渡辺克真氏より信用保証を受けております。 また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度		
(自令和4年7月1日	(自令和5年7月1日		
至令和5年6月30日)	至令和6年6月30日)		
1株当たり純資産額 0.00円	1株当たり純資産額 0.00円		
1株当たり当期純損失 △ 13.69円	1株当たり当期純損失 △ 56.47円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金		
額については、潜在株式が存在しないため記載し	額については、潜在株式が存在しないため記載し		
ておりません。	ておりません。		

(注1) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和4年7月1日	(自 令和5年7月1日
	至 令和5年6月30日)	至 令和6年6月30日)
当期純損失金額(△) (千円)	△ 13,690	△ 56, 479
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△ 13,690	\triangle 56, 479
普通株式の期中平均株式数 (株)	1, 000, 000	1, 000, 000
(うち普通株式)	1, 000, 000	1, 000, 000

(注2) 1株当たり当期純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和4年7月1日	(自 令和5年7月1日
	至 令和5年6月30日)	至 令和6年6月30日)
純資産の部の合計金額 (千円)	56, 798	160, 339
純資産の部から控除する金額 (千円)	56, 798	160, 339
(うちA種種類株式)	56, 798	52, 339
(うちB種種類株式)	_	108, 000
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	_	_
1株当たりの純資産額の算定に用いられた	1 000 000	1 000 000
期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1, 000, 000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月5日

f u n d n o t e 株式会社 取 締 役 会 御 中

> EY 新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員
> 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているfundnote株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、fundnote株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって 終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から 財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性が あり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる 場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を 表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に 基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の 事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれておりません。

公開日 令和6年 11月 12日 作成基準日 令和6年 11月 5日

本店所在地 東京都港区芝 5-29-20 クロスオフィス三田 お問い合わせ先 業務管理部